

Heartful Day

北条高校人権委員会
令和5年9月20日
No. 167

様々な人権課題について

もう一度、振り返ってみましょう！

今回は、担当者が最近気になる人権課題について、
発表する機会にしました。

皆さんも、一緒に考えてみましょう！



LGBTQ (えるじーびーていーきゅー)

現在、LGBTQ の権利は国際人権として位置づけられています。各国の法的義務には、以下のものが含まれています。

- ・同性愛者やトランスジェンダーを標的とする暴力から個人を守ること。
- ・拷問や残虐など、非人道的な、および品位を傷つける取り扱いを防止すること。
- ・同性愛を犯罪とする法律を撤廃すること。
- ・性的指向や性同一性に基づく差別を禁じること。
- ・すべてのLGBTの人々に表現の自由、結社の自由および平和的集会の自由を保障すること。

L : Lesbian レズビアン・・・女性に対して恋愛指向または性的指向を持つ女性のこと。

G : Gay ゲイ・・・男性に対して恋愛指向または性的指向を持つ男性のこと。

B : Bisexual バイセクシュアル・・・日本語では両性愛者とも呼び、複数の性別に対する恋愛指向または性的指向を表すために使用される包括的な用語。

T : Transgender トランスジェンダー・・・トランスとも略され、ジェンダー・アイデンティティ (性自認・性同一性) が出生時に割り当てられた性別と一致しない人のこと。

Q : Queer クィア (クエスチョニング)・・・性的指向または性自認が定まっていない人のこと。



ひとりで悩まず、家族、ホームルーム担任、スクールライフアドバイザー (毎週、火曜日の午後、相談室に居ます)、周囲の人に相談することが、解決の第一歩になると思います。



ヤングケアラー

ヤングケアラーは、要介護の家族の世話をしたり、家事をしたりしている子どものことです。家族の世話をすることが悪いことではなく、本来、大人がすべきこと（家事・世話・ケア）を日常的に行っていて、子どもができる範囲を超えて、心身に大きな負担がかかっていることが問題になっています。最近、核家族・共働き・ひとり親家庭などが増加し、子どもに負担がかかってしまう状況が増えています。

同性結婚

日本では男女の結婚は、婚姻届を役所に提出することで成立し、戸籍上に両者の関係が記載され、その関係を公証してもらえます。夫婦は互いに同居、協力、扶助などの義務があるが、たがいの血族から姻族として親族として扱われる。また、互いの生活財の共有権や遺産相続権などを法律が保障する。また、税法上、社会保障上の優遇措置などが受けられる。夫婦の一方が病気や障害を負ったときも、家族とみなされるため、互いの介護や看護などに特別な資格がなくても携われる。制度的に結婚していなくとも、内縁関係が認められれば、相続以外の権利は夫婦と同等に認められる。

ところが、日本では同性結婚が認められず、同性間の内縁関係も基本的に認められない。（部分的に内縁に準じる地位を認めた判例はある）。このため、同性愛のカップルが権利や優遇措置を得るためには、養子縁組という方法がとられることがある。しかし、養子縁組は本来同性カップルによる利用を想定した制度ではなく、カップルとしての権利が認められにくいという問題がある。

今回は、3つを紹介しました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、私たちが「人」として「人」らしく生きていくために、誰からも侵されることのない基本的権利です。

担当 201・202 人権委員



行政機関に相談したい時は、

ヤングケアラー専門相談窓口 tel：089-943-3300

（平日・・・8:30～21:00、土・日・祝・・・8:30～17:00）

いじめ相談ダイヤル24 tel：0120-0-78310

心や体の健康・友達関係などは、SNS相談ほっとえひめ

（毎週火・木・・・18:30～21:30）

を利用してみてください。

